

栃木県業務委託検査技術基準

(目的)

第1条 この基準は、環境森林部、農政部及び県土整備部が所掌する設計、調査、計画、測量及び地質等の業務委託の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、契約図書に基づき、業務の実施状況、成果品及び品質について、適否の判断を行うものとする。

(業務実施状況の検査)

第3条 業務実施状況の検査は、契約図書の履行状況に関する各種の記録と契約図書を対比し、別表第1（建築設計にあつては建築設計業務委託共通仕様書及び建築設計業務委託特記仕様書等（以下「建築仕様書等」という。））に基づき行うものとする。

(成果品の検査)

第4条 成果品の検査は、成果品の内容、部数と設計図書を対比し、別表第2（建築設計にあつては建築仕様書等）に基づき行うものとする。

(品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質に関する各種の記録を確認するとともに、成果品の図面、報告書と設計図書を対比し、別表第3、別表第4、別表第5、別表第6及び別表第7（建築設計にあつては建築仕様書等）に基づき行うものとする。

附 則（平成28年3月1日制定 森整第967号、農振第666号、技管第230号）
この基準は、平成28年4月1日から施行する。

別紙第1 業務実施状況検査基準（各業務共通）

	項目	関係書類	検査方法
1	契約書の履行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・業務工程表 ・業務委託の再委託（下請）承諾願、業務委託の再委託（下請）の承諾について ・契約変更に関する書類 ・業務完了報告書 ・その他契約書に基づき提出された書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・各書類の有無を確認 ・各書類の内容が、実際の業務実施状況を踏まえて、問題が無いことを確認
2	設計業務等共通仕様書の履行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・担当技術者届 ・測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS 又はAGRIS）の登録内容確認書 ・打合せ記録簿 ・業務計画書 ・その他共通仕様書に基づき提出された書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・各書類の有無を確認 ・各書類の内容が、実際の業務実施状況を踏まえて、問題が無いことを確認
3	特記仕様書の履行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書に基づき提出された書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・各書類の有無を確認 ・各書類の内容が、実際の業務実施状況を踏まえて、問題が無いことを確認
4	その他の契約図書の履行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の契約図書において、必要な書類がある場合にはその書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・各書類の有無を確認 ・各書類の内容が、実際の業務実施状況を踏まえて、問題が無いことを確認

別表第2 成果品検査基準（各業務共通）

	項目	検査内容	検査方法
1	成果品	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書等に定められた成果品の部数 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書等に定められた成果品が、必要な部数あることを確認
		<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書等に定められたとりまとめ結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書等に定められたとりまとめ結果が、あることを確認

別表第3 品質検査基準（設計業務）

	項目	検査内容	検査方法
1	設計図書に示された設計条件	・設計条件のうち、数値及び機能条件として示された各構造物の諸元（長さ、高さ、幅など）	・成果品により、数値及び機能条件として示された各構造物の諸元が、設計条件を満たしていることを抽出して確認
		・設計条件として示された構造物の形式及び機能	・成果品により、構造物の形式及び機能が、設計条件を満たしていることを抽出して確認
		・設計条件のうち、構造物の諸元や形式以外のもの（適用する基準、設計速度、設計活荷重など）	・報告書等により、設計条件（構造物の諸元や形式以外のもの）に基づいて、検討が行われたことを確認
2	業務中に行った指示書	・設計条件のうち、数値及び機能条件として示された各構造物の諸元（長さ、高さ、幅など）	・成果品により、数値及び機能条件として示された各構造物の諸元が、設計条件を満たしていることを抽出して確認
		・設計条件として示された構造物の形式及び機能	・成果品により、構造物の形式及び機能が、設計条件を満たしていることを抽出して確認
		・設計条件のうち、構造物の諸元や形式以外のもの（適用する基準、設計速度、設計荷重など）	・報告書により、設計条件（構造物の諸元や形式以外のもの）に基づいて、検討が行われたことを確認
3	貸与品	・貸与品の使用の状況	・ヒアリングにより、貸与品に基づいて業務を実施したことを確認
4	照査	・照査の実施状況	・照査報告書により、照査技術者の照査実施状況を確認

「抽出して確認」とは、成果品のうち設計図書における設計全体を示す図面（一般平面図等）及び設計計算書等における設定（入力）条件が、設計図書に示された設計条件及び業務履行中に行った指示等を満たしていることの確認をいう。

別表第4 品質検査基準（調査業務）

	項目	検査内容	検査方法
1	設計図書に示された業務の前提条件	・前提条件のうち、数値として示された調査範囲及び調査箇所（測定箇所数など）	・成果品により、調査範囲及び調査箇所（測定箇所数など）が、前提条件を満たしていることを確認
		・前提条件として示された調査項目、調査内容及び調査方法	・成果品により、調査項目、調査内容及び調査方法が、前提条件を満たしていることを確認
2	業務中に行った指示等	・前提条件のうち、数値として示された調査範囲及び調査箇所（測定箇所数など）	・成果品により、調査範囲及び調査箇所（測定箇所数など）が、前提条件を満たしていることを確認
		・前提条件として示された調査項目、調査内容及び調査方法	・成果品により、調査項目、調査内容及び調査方法が、前提条件を満たしていることを確認
3	貸与品	・貸与品の使用の状況（貸与品がある場合）	・ヒアリングにより、貸与品に基づいて業務を実施したことを確認
4	照査	・照査の実施状況（照査がある場合）	・照査報告書により、照査技術者の照査実施状況を確認

別表第5 品質検査基準（計画業務）

	項目	検査内容	検査方法
1	設計図書に示された業務の前提条件	・前提条件のうち、計画に必要な検討（解析）範囲	・成果品により、検討（解析）範囲が、前提条件を満たしていることを確認
		・前提条件として示された検討項目、検討内容及び検討方法	・成果品により、検討項目、検討内容及び検討方法が、前提条件を満たしていることを確認
2	業務中に行った指示等	・前提条件のうち、計画に必要な（解析）範囲	・成果品により、検討（解析）範囲が、前提条件を満たしていることを確認
		・前提条件として示された検討項目、検討内容及び検討方法	・成果品により、検討項目、検討内容及び検討方法が、前提条件を満たしていることを確認
3	貸与品	・貸与品の使用の状況（貸与品がある場合）	・ヒアリングにより、貸与品に基づいて業務を実施したことを確認
4	照査	・照査の実施状況（照査がある場合）	・照査報告書により、照査技術者の照査実施状況を確認

別表第6 品質検査基準（測量業務）

	項目	検査内容	検査方法
1	設計図書に示された測量条件	・測量条件のうち、数値として示された測量範囲及び測量箇所（測定箇所数など）	・成果品により、測量範囲及び測量箇所（測定箇所数など）が、測量条件を満たしていることを確認
		・測量条件として示された測量項目、測量内容及び測量方法	・成果品により、測量項目、測量内容及び測量方法が、測量条件を満たしていることを確認
2	業務中に行った指示等	・測量条件のうち、数値として示された測量範囲及び測量箇所（測定箇所数など）	・成果品により、測量範囲及び測量箇所（測定箇所数など）が、測量条件を満たしていることを確認
		・測量条件として示された測量項目、測量内容及び測量方法	・成果品により、測量項目、測量内容及び測量方法が、測量条件を満たしていることを確認
3	貸与品	・貸与品の使用の状況（貸与品がある場合）	・ヒアリングにより、貸与品に基づいて業務を実施してことを確認

別表第7 品質検査基準（地質・土質調査業務）

	項目	検査内容	検査方法
1	設計図書に示された業務の条件	・調査実施条件のうち、調査実施に必要な条件として示された調査範囲及び調査箇所	・成果品により、調査範囲及び調査箇所が、調査実施条件を満たしていることを確認
		・調査実施条件として示された検討項目、検討内容及び検討方法	・成果品により、検討項目、検討内容及び検討方法が、調査実施条件を満たしていることを確認
2	業務中に行った指示等	・調査実施条件のうち、調査実施に必要な条件として示された調査範囲及び調査箇所	・成果品により、調査範囲及び調査箇所が、調査実施条件を満たしていることを確認
		・調査実施条件として示された検討項目、検討内容及び検討方法	・成果品により、検討項目、検討内容及び検討方法が、調査実施条件を満たしていることを確認
3	貸与品	・貸与品の使用の状況（貸与品がある場合）	・ヒアリングにより、貸与品に基づいて業務を実施してことを確認